

所長	支所長	次長	医務課長
			

令和5年5月11日

川越少年刑務所長 日 笠 和 彦 殿

法務事務官看守長

松村 将 久 

報告書

本職は、令和5年4月17日付けで、川越少年刑務所さいたま拘置支所統括矯正処遇官（第一担当）として勤務している者であります。令和2年1月1日当時の川越少年刑務所さいたま拘置支所の医療体制に関し調査した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 同支所医務課は、常勤医師1名（医務課長、精神科医）、非常勤医師3名（内科医1名、外科医1名、精神科医1名（それぞれ週3時間））、非常勤歯科医1名（週4時間程度（招へい））、准看護師3名（刑務官）、非常勤看護師1名（週19時間）、非常勤薬剤師1名（週29時間）の人的構成であった。
- 同支所は、厚生労働省による有床診療所指定を受け、同診療所は、診察室、レントゲン室、事務室及び10床の病床で構成されているところ、同診察室には腹部エコー、心電図及び歯科ユニットの設備があり、レントゲンについては、胸部及び歯科に対応していた他、外部検査機関に業務委託し、各種血液検査及び病理学的検査などに対応していた。
- 同支所准看護師は、法令等に基づき、週2回の頻度で工場及び居室棟を定期巡回しており、同巡回時において准看護師は、被収容者からの申出及び具体的な病状等を聞き取り、該当工場もしくは同居室棟の備薬使用簿に当該被収容者の主訴や投与した備薬名を記載し、その後、医務課長に被収容者の申出内容を報告し、准看護師から報告を受けた医務課長は、同申出に係る病状等を踏まえ、医学的な知見から、診察及び処置等の要否を判断していた。

なお、准看護師は、被収容者の申出内容により、その詳細や具体的な要旨を同備薬使用簿や当該被収容者の診療録に記載し、同申出に係る内容を保全するように努めていた。